
宿泊税の制度（案）について

令和8年7月
成田市 財政課
市民税課
観光プロモーション課

宿泊税とは

- 宿泊税とは、課税対象地域のホテルや旅館等への宿泊者に対して課される**法定外税**です。
- 導入自治体では各宿泊施設の経営者その他宿泊税の徴収について便宜を有する者が特別徴収義務者となり、宿泊税を納入します。

【法定外税とは】

地方団体が、地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設するものです。

【法定外目的税とは】

地方税法に定めのない法定外税のうち、あらかじめその使い道が決まっているものです。

目的税・・・用途を特定する税

普通税・・・用途を特定しない税

「**宿泊税**」は観光振興を目的とした「**法定外目的税**」に分類されます。

全国の宿泊税導入状況

宿泊税は、観光振興に充てる財源として、令和8年6月1日時点で、45自治体において導入されており、さらに、10自治体が総務大臣からの同意を得て、導入に向けて準備を進めているところです。

宿泊税導入自治体（45自治体）

東京都、大阪府、京都市、金沢市、倶知安町、福岡県、福岡市、北九州市、長崎市
二セコ町、常滑市、熱海市、高山市、下呂市、赤井川村、松江市、弘前市、宮城県
仙台市、札幌市、小樽市、釧路市、北見市、網走市、広島県、旭川市、帯広市
函館市、富良野市、音更町、占冠村、岐阜市、鳥羽市、北海道、新得町、留寿都村
湯河原町、小清水町、洞爺湖町、軽井沢町、阿智村、白馬村、長野県、松本市
野沢温泉村

宿泊税総務大臣同意済み自治体（10自治体）

熊本市、那須町、宮崎市、沖縄県、石垣市、宮古島市、本部町、恩納村
北谷町、盛岡市

千葉県内での宿泊税導入検討自治体（9自治体）

成田市、千葉県、千葉市、浦安市、南房総市、館山市、鴨川市、鋸南町、木更津市

千葉県では150円の宿泊税導入を予定しており、8市町が独自の上乗せを検討中です。

宿泊税検討の背景

成田市では、成田空港の更なる機能強化を見据えた取組みや、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ**経済や観光の再興に向けた取組みを推進**するとともに、それらによる雇用や人口の増加、産業需要を受け止めるインフラ等の基盤整備に取り組んでいます。

コロナ禍が収束し、**成田空港における令和5年度の国際線外国人旅客数が過去最高**を記録するなど、成田市を訪れる観光客も増加しており、今後、成田空港の更なる機能強化により、成田市における**観光需要は一層拡大**していくものと捉えています。

成田市としては、このような機会を的確に捉え、日本の空の玄関である成田空港を擁する優位性を生かした戦略的なプロモーションを行いつつ、観光資源の磨き上げや新たな発掘などにより、国内外からの更なる観光客の誘致に取り組むとともに、**観光客が訪れやすく、過ごしやすい環境整備**などについて、**より一層の充実**を図っていく必要があると考えています。

これらの取組を行うため、**中長期的な安定財源確保**の検討を開始しました。

安定財源の検討

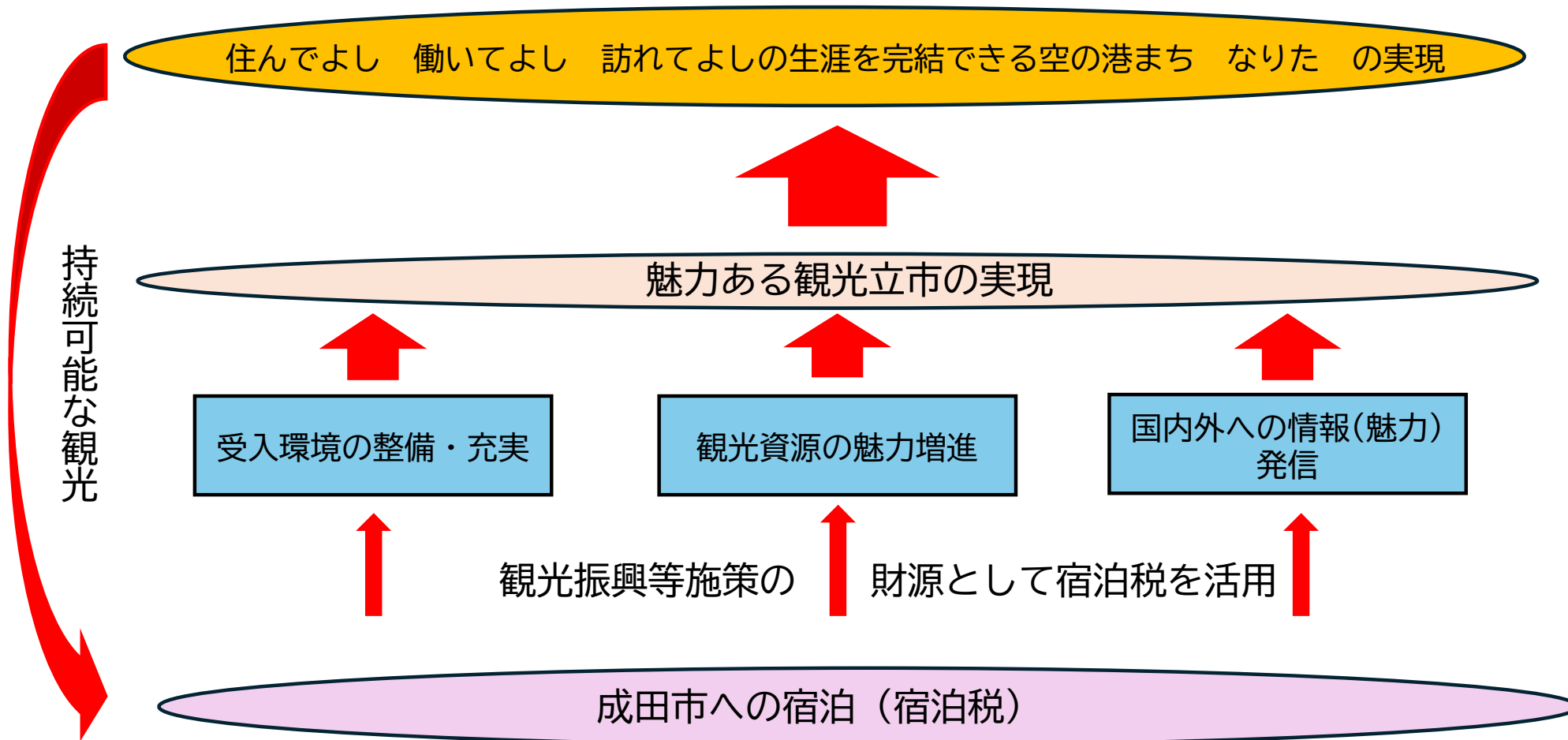
- 地方自治体の自主財源の種別である、地方税・分担金・負担金・使用料・手数料・寄附金のうち、観光振興という特定の目的を実現するための財源として「安定性・継続性」「受益と負担」「規模」の観点から、**地方税が最も適当である**と成田市宿泊税に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）で整理しました。
- 旅行者が成田市を訪れた際の入域や宿泊などの観光行動に着目して課税対象の比較を実施し、**宿泊行為への課税が妥当である**と有識者懇談会で整理しました。

種類	安定性・継続性	受益と負担	規模
地方税	安定的・継続的な確保が可能	受益者を広く設定して負担を求めることが可能	一定規模の確保が可能
分担金	安定的だが継続的な確保が困難	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある	規模は限定的
負担金			
使用料			
手数料	安定的・継続的な確保が可能		
寄附金	安定的・継続的な確保が困難	受益者が必ずしも負担する必要はない	規模は限定的（条件等によっては一定規模の確保も可能）

観光行動	課税対象	課税対象の補足	課税対象の補足に係る徴税コスト
入域	市への入域行為	捕捉が困難(手段が多岐に渡る)	莫大なコストが掛かる
宿泊	ホテルや旅館等への宿泊行為	比較的捕捉し易い	比較的成本が掛からない
交通機関の利用	交通機関(鉄道・バス等)の利用	捕捉が困難(旅行者の判別が不可能)	莫大なコストが掛かる
駐車場の利用	有料駐車場の利用		
飲食	飲食店頭での飲食行為		

宿泊税の導入目的

持続可能な観光立市の実現を目指し、市民と来訪者双方にとって魅力あるまちづくりに取り組み、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊税を導入する。



今後見込まれる観光振興施策と規模

宿泊税の使途の合計

約10億6,000万円

- 観光資源の魅力向上

約3億4,000万円

日本遺産北総四都市事業の推進、ナイトタイムエコノミーの実施
観光地周遊バスの運行、スポーツツーリズムの推進、観光イベントの開催・拡充
観光施設等の改修 など

- 受入環境の整備・充実

約3億5,000万円

ユニバーサルデザインに配慮した観光拠点施設や宿泊施設等の改修
迎春イベント時における安全対策、デジタルサイネージの設置
観光施設・観光地の安全対策、観光人材の確保・育成 など

- 国内外への効果的な情報（魅力）発信

約2億6,000万円

デジタルマップを活用した二次交通情報検索システムの整備
市内を周遊する教育旅行への支援、学生スポーツ・ゼミ等合宿に対する支援
コンベンション開催にかかる支援、WEBやSNS等を活用した効果的な情報発信
観光エリアにおけるWi-Fi整備 など

- 宿泊税事務の円滑な運営

約1億1,000万円

特別徴収義務者報奨金 など

県から示された市町村交付金の交付額

千葉県では県宿泊税の一部について、下記の基準により市町村交付金として配分を予定しています。

- ① 県の宿泊税収を42億円（150円×2,800万人泊）と仮定し、その1/3である14億円を市町村交付金とする
- ② 交付額については、14億円を次の割合で算定
80%（11.2億円）⇒各市町村の宿泊者数に応じて按分
20%（2.8億円）⇒各市町村の旅行者数に応じて按分
※千円未満は四捨五入
- ③ 交付額の試算に当たっては、宿泊者数は観光庁宿泊旅行統計調査の令和5年宿泊者数を、旅行者数は千葉県観光入込調査の令和5年観光入込客数を使用（宿泊税導入後は宿泊税の徴収実績データに基づく宿泊者数を使用）

上記による、成田市への交付見込額 約 1億4,400万円

成田市における宿泊税の税率

- 宿泊税の使途の合計 約10億6,000万円
- 千葉県からの市町村交付金として約1億4,400万円の交付が見込まれる
- 成田市が取り組むべき観光振興施策に必要な額

$$10億6,000万円 - 1億4,400万円 = 9億1,600万円$$

- 本市の宿泊者数 2,575,654人 (観光庁宿泊旅行統計令和6年第2次速報値)

$$\div 約258万人$$

$$9億1,600万円 \div 258万人 = 355円/人$$

今後見込まれる観光振興施策を全て宿泊税で賄おうとする場合
宿泊者1人あたり355円の宿泊税が必要

- 有識者懇談会の意見 1人1泊につき 50円、100円、150円いずれかの一律定額制
- 県宿泊税の税率 1人1泊につき150円
- 県内他市の状況 千葉市、鴨川市、館山市が税率を150円で検討

以上を踏まえて、本市の宿泊税の税率を1人1泊につき150円とする

成田市における宿泊税の税収見込み額

本市の税率を1人1泊あたり150円とした場合

令和6年の本市の宿泊者数 約258万人（観光庁宿泊旅行統計令和6年第2次速報値）

$$150\text{円} \times 258\text{万人泊} = \mathbf{3\text{億}8,700\text{万円}}$$

参考1：千葉県から示された本市への交付金見込額

約 1億4,400万円

宿泊税収入と県交付金の合計額 **約 5億3,100万円**

制度概要①

項目	内容
税目名	成田市宿泊税
課税方式	観光振興を目的とした法定外目的税とする
課税客体	市内に所在する次の施設又は住宅（以下「宿泊施設」という。）への宿泊 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル又は簡易宿所に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）
納税義務者	宿泊施設への宿泊者
課税標準	宿泊施設への宿泊数
税率	定額制 150円
免税点	なし
課税免除	教育旅行、部活動・認定地域クラブ活動に伴う宿泊 ① 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 の幼児、児童、生徒、学生又はその引率者 ② 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、 居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）、認可外保育施設の満3歳以上の幼児又はその 引率者 ③ 地方公共団体の長又は教育委員会からの認定を受けた認定地域クラブ活動に参加している 生徒又はその引率者

制度概要②

項目	内容
徴収方法	特別徴収（宿泊事業者が宿泊者から宿泊税を徴収し、市と県分を併せて県へ申告納入する）
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者その他宿泊税の徴収について便宜を有する者（宿泊事業者）
申告納入期限	各月の初日から末日までの間を翌月の末日までに申告納入 ※一定の要件を満たす場合、3か月分まとめての申告納入を可能とする
特別徴収義務者 報奨金	申告納入期限内に納入した宿泊税の税額に対して2.5%を交付 ※ 導入当初5年間は0.5%を加算して3.0%とし、全て納期内納入かつ全て電子申告の場合更に0.5%を加算して3.5%とする
罰則規定	帳簿の記載義務違反等に関する罪 納税管理人に係る不申告に関する過料
用途	<ul style="list-style-type: none">・ 観光振興の促進、持続可能な観光地づくりに向けた取組・ 徴税に係る事務費等
財源管理	（仮称）宿泊税基金を設置し管理
用途検証	検証組織を設置することとし、詳細は導入までに検討
条例の見直し	導入後5年を目途に検討
導入時期等	令和8年12月議会に条例を提案し、令和10年9月の導入を目指す

課税客体、納税義務者、課税標準

課税客体※課税の対象となる行為

市内に所在する次の施設又は住宅（以下「宿泊施設」という。）への宿泊

- ・ 旅館業法に規定する旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業に係る施設
- ・ 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）

納税義務者

宿泊施設への宿泊者

課税標準

宿泊施設への宿泊数

<考え方>

- ・ 宿泊者が宿泊行為により受ける行政サービスは宿泊する施設により大きな違いは無いと考えられるため、公平性の観点から、課税客体は上記に列挙した宿泊施設への宿泊とする。

※旅館業法に規定する下宿営業に係る施設への宿泊は、一時的な滞在ではない生活の拠点に近い利用と見なせることから、先行自治体の事例も踏まえ、宿泊税の課税対象外とする。具体的には以下の場合とする。

- ・ 下宿営業許可施設への宿泊
- ・ 旅館・ホテル営業許可又は簡易宿所営業許可施設への1月以上の期間を単位とした宿泊

税率・免税点

税率

定額制 150円

<考え方>

- 宿泊者から徴収を行っていただく、宿泊施設の経営者その他宿泊税の徴収について便宜を有する者（以下「宿泊事業者」という。）の事務負担を軽減するため、最も簡素な税制である**一律定額制**を採用する。
- 税率は市が取り組むべき観光振興施策の事業規模（約10.6億円）から、市内の延べ宿泊者数（約258万人※¹）を考慮し、**1人1泊につき150円**とする。

※¹観光庁宿泊旅行統計調査（旅館・ホテル・簡易宿所が対象）
市の延べ宿泊者数：2,575,654人（R6速報値）

※1年あたりの税込規模を単純に試算すると150円×約258万人≒約3億8,700万円となる。

免税点 ※素泊まりの宿泊料金が一定額未満の宿泊者から宿泊税を徴収しない場合の一定金額のこと

設定しない

<考え方>

- 免税点を設定すると、宿泊者ごとに免税点に該当するか否かの仕分けが必要となり、宿泊事業者の徴収事務が煩雑になることから、免税点を設定しないこととする。

課税免除

課税免除

教育旅行、部活動・認定地域クラブ活動に伴う宿泊

- ① 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校の幼児、児童、生徒、学生又はその引率者
- ② 保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）、認可外保育施設の満3歳以上の幼児又はその引率者
- ③ 地方公共団体の長又は教育委員会からの認定を受けた認定地域クラブ活動に参加している生徒又はその引率者

<考え方>

- 課税免除を行う場合には、課税を不相当とする公益上の事由が必要であり、**公益性が明確な対象に限定して行う必要**がある。
- 教育旅行（修学旅行、林間・臨海学校等）は、学習指導要領等の教育課程に基づく学校教育活動や、保育所保育指針の全体的な計画に基づく活動であり、公益性が高いことから、課税を免除する。
- 高校までの部活動は、学習指導要領で教育的意義を認定されており、一定の公益性が認められることから、課税を免除する。
- 部活動の地域展開として実施する地域クラブ活動は、部活動と同様に一定の公益性が認められることから、課税を免除する。

（参考）外国大使等の任務遂行に伴う宿泊について

- ウィーン条約に基づく相互主義の観点から、消費税の課税免除の手續に準じ、宿泊税も課税免除とします。

財源管理、使途の検証

財源管理

「（仮称）成田市宿泊税基金」を設置する。

<考え方>

- 徴収した宿泊税を積立て、観光振興施策に充当するため、**一般財源と区別して管理・運用されることが明確化**される。
- 税収の変動や社会情勢の変化に伴う観光需要、**必要な施策の事業規模に柔軟に対応することが可能**となる。

使途の検証

- 検証組織を設置することとし、詳細は導入までに検討する。
- 使途の透明性の確保のため、適切な情報公開を実施。

<考え方>

- 既存の組織の活用を含め、**宿泊税の使途の検証組織について検討**を行う。
- 宿泊税を負担した宿泊者や宿泊事業者等に対して、宿泊税の使途を広くわかりやすく伝えるため、市ホームページで公表するほか、決算に係る主要な施策の成果の説明書へ掲載予定。

条例の見直し

条例の見直し

条例施行後、5年を目途に条例（税制度）の見直しを行う。

<考え方>

- ・ 宿泊税施行後の状況調査及び分析に要する期間、見直し内容の検討に係る期間、先行自治体における見直し期間の設定状況を踏まえ、5年を目途とする。

【今後のスケジュールのイメージ】

R8. 7

パブリックコメント
宿泊事業者への説明会

R8. 12

市議会への
宿泊税条例案提案

総務大臣協議

導入準備

R10. 9

宿泊税導入

使途の検証・状況調査・
分析・事業見直し

5年

条例（税制度）見直し

...

参考 宿泊税のフローイメージ

- 宿泊事業者の申告納入の負担（県と市の両方に申告納入等）、市の事務や経費に係る負担（徴税職員の確保、税システムの改修等）の軽減を図るため、地方自治法の事務の委託の制度を活用し、市から県へ、市が独自に導入する宿泊税（市の独自課税分）の賦課徴収事務の一部を委託する。

⇒市の独自課税分についても、県が県分と併せて宿泊事業者から申告を受付、内容を確認、収納し、県から市に払込みを行う。（申告額の確定等の決裁は市で実施）

<徴収事務のフローイメージ>

